

第4回

(平成29年4月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年4月10日(月)午前9時30分から午前10時10分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

- 4 欠席委員
- 5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第14号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第15号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第16号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

- 6 事務局職員

事務局長 山園琢磨・農地係 久保田文子

- 7 会議の概要

議長 諸事報告をさせていただきます。3月21日に熊本農業会議所で臨時総会に出席してきました。今回新しい制度に移行されるところが多くなっておりますので農地利用の最適化の推進に対する取り組みの強化の説明がありました。担い手利用の集積と集約化、休農地の発生防止と解消、新規参入の促進が必須業務となったということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。3月23日に女性農業委員会の研修に事務局の久保田さんと尾方さんと私が行ってまいりました。女性の登用ということもありましたので、やはり女性の視点を活かしながら、農業委員会の活性化になればと思っているところであります。3月28日に人農地プラン原案審査検討会に出席してきました。やはりみなさんが担い手を育てながら頑張っていかなければならないのではないかと思ったところでございます。

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名

ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、2番・3番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

内田委員

3月10日あっせん番号1番の件について午後1時から会長と会議しまして、耕作契約ができました。金額につきましては、今回の資料の所有権移転の2番の物件の金額になりますのでよろしく申し上げます。

- 1 番 3月27日、あさぎり農業委員会の担当でありますけれど、耕作者が錦ということで、錦の農業委員に立ち会ってくれということで、あっせんに出掛けております。福本委員と一緒に出掛けております。金額が10a 30万円と10a 10万円です。10万円というのは、耕作面積が狭く、横に堆肥舎等があり日当たりが悪くそういう単価になっております。以上報告します。
- 2 番 今回の所有権移転の件につきまして、調査番号3番について3月24日事務局、川村委員、中村委員と契約の会議を行いまして、農業公社の買い入れになっています。詳しくは、資料のとおりです。
- 6 番 先月出ておりましたあっせん物件3番3月10日に私と3番の尾方君とあっせん会議並びに公社への売り渡しを済ませております。10アールあたり30万円です。今回の総会資料の4番にあがっております。それと川辺川利水事業関係の総会に4月4日に出席してきました。

議長 議事に入ります。議第14号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第14号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、2番委員より調査報告をお願いします。

- 4 番 （調査番号1から6）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人と譲渡人の関係はいとこ同士になられます。譲受人のところのもともとの農地でしたが、遺産分割で譲渡人のところに一度分割されておりましたが、今回、譲渡人がいないということで、譲受人に譲渡となったものです。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）です。経営面積は、136a 田60a 畑76a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：400m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出している。畑は酪農家に小作に出している。5番（取得価格）：無償、0円。6番（耕作放棄地）：山林化している農地もあり。7番（農機具の利用計画）：トラクター、草刈機、背負い動噴。田植えや稲刈りは委託作業。8番（取得農地の利用計画）：これまでと同じ。9番（周辺地域との関係）：これまでと同じように周辺地域への協力もあり問題なし。今回、許可要件のいくつかは満たしておりませんが、1回相続されたも

のを返す案件であり許可の要件はあると思います。

議長 調査番号2、3番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号2) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。法人で従業員12人です。経営面積は、830a 田 460a 畑 360a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):400m。3番(小作人同意):小作地ではない。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):10アール当たり30万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):すべての牧草収穫機械、10トントラック1台、4トントラック2台、2トントラック2台。9番(周辺地域との関係):周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3番 (調査番号3) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容については、先ほど報告しましたので、省かせていただきます。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):300m。3番(小作人同意):小作地ではない。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):10アール当たり30万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):先ほど報告のとおり。8番は、すべて牧草。9番(周辺地域との関係):先ほど報告のとおり。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議長 議第15号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、7番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理

由は砂利採取です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第1種農地。2番(着工時期):平成29年月から1年間の予定。3番(資金調達):自己資金。5番(周囲の承諾):同意済み。7番(転用措置):問題なし。10番(農振法):農地用区域内。11番(取得価格):砂利代と作物の保証代を合わせて293.1万円以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 ダンプカーの通行については、どのようになっていますか。

7番 現場は、堤防と沿いになっており、堤防からダンプカーの出入りをします。他の耕作者の農道の方にはダンプカーが来ないので、周りには迷惑はかかりません。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。

議長 議第16号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成29年3月7日付け:球錦農林第14750号)の諮問があり、今回は所有権移転4件、利用権の再設定が12件、新規が5件です。

事務局 議第16号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 11番の件ですが、農地管理公社との関係で保留という形をとらせてもらう訳にはいかないでしょうか。

議長 そうですね。わかりました。11番は保留とします。

議 長 報告第4号農地法第18条第6項の規定による貸貸借の合意解約について上程します。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第18条第6項の規定による貸貸借の合意解約について（朗読）

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月10日

農業委員会会長

2番 農業委員

3番 農業委員